

令和5年度（令和4年分）市民税課税資料の閲覧の同意について

さいたま市では放課後児童クラブ入室申込みの手續の簡素化を図るため、さいたま市が保有する世帯税情報の閲覧に関する同意をお願いしております。こちらに同意していただける方については、「放課後児童クラブ入室のご案内」に記載されている、入室申込みに必要な書類の3「令和5年度（令和4年分）の市町村民税額が分かるもの」は提出する必要がありません。市民税課税資料の閲覧に関する同意書の提出が必要な方は、保護者及び同居の祖父母です。

ただし、以下の方は、同意していただいても市民税課税資料の閲覧ができませんので、「令和5年度市町村民税課税（非課税）証明書」（市町村民税額・所得・控除内容が記載されているもの）を提出していただく必要があります。

①令和5年1月1日にさいたま市に居住していなかった方（令和5年1月1日現在、居住していた市区町村で発行されます。）

②何らかの理由でさいたま市から「令和5年度市民税所得・課税（非課税）証明書（全部事項証明書）」の発行が受けられない方

なお、令和5年度の市町村民税額は、放課後児童クラブ指導料の決定及び入室選考の資料としてのみ利用し、それ以外の目的では利用しません。

同 意 書

（宛先）さいたま市長

放課後児童クラブ入室申込みについて、さいたま市が保有する令和5年度（令和4年分）市民税課税資料の閲覧に下記のとおり同意します。

記

同意される方の氏名	同意した日
氏名	令和 年 月 日

※令和4年分所得が未申告の方は申告をしてください。

※指導料の決定には、**令和5年分の源泉徴収票の写し等を別途提出**していただく必要があります。